

講演録

改正相続法の概要

— 相続関連業務に関連する項目を中心として —

法務省民事局民事法制管理官 堂 蘭 幹一郎



相続法の見直しを内容とする「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」（平成30年法律第72号）が、平成30年7月6日に成立し、同月13日に公布されました。今般の改正は、配偶者居住権を創設したほか、既存の遺言制度、遺留分制度についても見直しをするなど、相続関連業務に密接に関係する内容が含まれています。信託協会では、平成30年11月29日、立案を担当された法務省民事局の堂蘭幹一郎民事法制管理官をお招きして、加盟会社の役職員を対象に「改正相続法に関する説明会」を開催しました。本稿は、上記説明会における講演内容および質疑応答の模様を取りまとめたものです。

— 目 次 —

1. 検討経緯
2. 配偶者の居住権を保護するための方策
3. 遺産分割等に関する見直し
4. 遺言制度に関する見直し
5. 遺留分制度に関する見直し
6. 相続の効力等に関する見直し
7. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策
8. 改正法の施行日と経過措置
＜質疑応答＞

1. 検討経緯

平成30年（2018年）7月6日に、相続法の見直しを内容とする「民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」が成立しました。この相続法の改正については、平成25年（2013年）9月4日の嫡出でない子の相続分にかかる最高裁大法廷違憲決定（民集67巻6号1320頁）がひとつのきっかけとなっています。「嫡出でない子」とは、法律上の婚姻関係にないカップルの子ということですが、違憲決定が出された時点では、その嫡出でない子の相続

分と、法律上の婚姻関係にある夫婦から生まれた子である嫡出子の相続分が1対2の割合になっており、この規定が法の下での平等を定める憲法14条1項に違反しているという決定がなされました。

この決定を踏まえて、法務省としては、違憲状態を早急に解消する観点から、同年の臨時国会に、当該部分の民法改正を内容とする法案を提出しましたが、その過程で、相続分を1対2の割合とするこの規定は、法律婚を尊重するというところに趣旨のある規定であったので、当該規定を改正するのであれば、

何かそれに代わるような措置が必要なのではないかという指摘がありました。

また、相続法制については、昭和55年（1980年）に、配偶者の相続分について、子と相続する場合は3分の1とされていたところを現行の2分の1に引き上げたり、寄与分制度を新たに導入する等の見直しを行って以来、約40年間、実質的な見直しはされていないという状況でした。ただ、その間にわが国では高齢化が非常に進みました。その結果、相続開始時における相続人の年齢も相対的に高くなっているわけですが、特に残された配偶者への保護の必要性については、年齢が高くなるほど高まるということがあります。また、少子化も進みました。現行の民法における法定相続分の割合は、配偶者と複数の子が相続人である場合を念頭に置いて決定されたものだと思いますが、例えば子が1人しかいない場合には、法定相続分の割合が配偶者と子で1対1になります。また、子は、相続開始時にはかなり年齢が高くなっていて、完全に独立して生活しているという場合も多くなっています。これらのことを踏まえ、配偶者と子が相続人になるという典型的な場合を想定したときに、相対的には、配偶者の保護の必要性がより高まっているのではないかという観点から、相続法制について見直しをすることになりました。

以上のような経緯があり、法務省では、省内に「相続法制検討ワーキングチーム」を立ち上げて、1年間にわたり、配偶者保護に関する方策を中心に検討を行いました。このワーキングチームにおいては、配偶者保護に関する方策として、例えば配偶者の居住権を保護するための方策、あるいは、配偶者の法定相続分の引上げなどについても検討されまし

た。1年間の検討結果を踏まえ、相続法制については、いろいろと見直しをする必要があるということになり、法制審議会民法（相続関係）部会で審議が開始され、約3年をかけて審議をして、上記の法律が成立しました。出来上がった法律を見ますと、改正内容は非常に多岐にわたっています。これは、法制審議会民法（相続関係）部会における委員・幹事からの提案を踏まえ検討した結果として、最終的には現在のような形になったということです。

2. 配偶者の居住権を保護するための方策

(1) 配偶者の居住権を短期的に保護するための方策（配偶者短期居住権）

まず、配偶者の居住権を保護するための方策のうち、配偶者短期居住権について説明します。

配偶者短期居住権の創設は、配偶者が、相続が開始された後、直ちに住んでいる建物から出て行かなければならないという事態が生じないようにするという観点からの見直しです。ただ、現行制度の下でも、既に判例法理によって、相当程度、配偶者の居住権は保護されています。現在の判例法理は、相続人が相続開始時に被相続人の建物に居住していた場合には、原則として、被相続人と相続人との間で使用貸借契約が成立していたと推認するというものです（最判平成8年12月17日民集50巻10号2778頁）。これはかなり技巧的な解釈だという批判もありますが、判例がこのような形で使用貸借契約の成立を推認しているのは、まさに現行法の下では相続人、特に配偶者の居住権が十分に保護されていないと

いう問題意識があるのではないとも言われています。

この判例は、被相続人と相続人が同居していた場合、被相続人が亡くなるまでの間、相続人は、あくまで占有補助者であって独立の占有はないわけですが、被相続人が亡くなったと同時に使用貸借契約の効力が発生し、その後は使用借人として使用を続けられるという理屈です。すなわち、使用貸借契約の締結自体は生前にされているけれども、その効力発生は被相続人の死亡時であるとするということです。

ただ、この判例法理では、あくまでも契約という形をとっているので、被相続人が明らかに異なる意思表示をしていた場合には合意が成立しないことになり、相続人は保護されないことになります。具体的には、第三者に居住建物が遺贈されてしまった場合や被相続人が明確に反対の意思を表示した場合などは、使用貸借契約を成立させることができず、建物の所有者から明渡請求がされると出て行かなければなりません。

この点について、今回の改正法では、被相続人の意思にかかわらず、一定期間は配偶者を保護するというので、法律上、配偶者短期居住権という権利を作り、この短期居住権が効力を有している間は、基本的には建物の所有者は、配偶者の居住を容認しなければならないこととしております（民法1037条1項）。

短期居住権の存続期間については、2つの場合分けがされており、①配偶者が居住建物の遺産分割に関与するときは、居住建物の帰属が確定する日までの間（ただし、最低6か月は保障）存続することとし、②居住建物が第三者に遺贈された場合や、配偶者が相続放

棄をした場合には居住建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月間存続することとしています。①が原則的な形態であり、配偶者が遺産である居住建物の遺産分割に関与する、すなわち、遺産分割の当事者である場合です。居住建物が被相続人のものであれば、相続人である配偶者は、遺言がない限り遺産分割の当事者になりますので、この場合、遺産分割において当該居住建物の帰属が確定したときが終期となって、短期居住権が終了することになります。

②の類型は、例えば居住建物が第三者に遺贈された、あるいは、配偶者が相続放棄をした等の理由で配偶者が遺産分割の当事者にならない場合について、建物の所有者から消滅請求を受けてから6か月間は短期居住権が存続するというもので、基本的には明渡猶予期間のような形になります。この場合の短期居住権の始期について、相続開始時から6か月とすることも考えられ、平成28年（2016年）6月に法制審議会民法（相続関係）部会で取りまとめられた「民法（相続関係）等の改正に関する中間試案」ではそのような提案になっていたかと思います。しかし、相続開始時から6か月とすると、例えば何年か経過してから遺言が見つかったような場合には、相続開始時から6か月が経過した時点以降は権原なく占有していたことになってしまい、不当利得返還請求を受けるおそれがあります。そこで、そのような不測の損害が出ないように、建物の所有者から請求を受けてから6か月という形にしました。

配偶者は、被相続人から相続または遺贈により当該建物を取得した人に対しては、その者が登記を具備したかどうかに関わらず配偶者短期居住権を主張することができます。た

だ、後に述べる配偶者居住権と異なり、第三者對抗要件の制度はありませんから、相続人または受贈者から第三者に当該建物が売却され、買主から明渡請求を受けた場合には、配偶者は、買主が登記を具備したかどうかに関わらず配偶者短期居住権を主張することができず、退去しなければならないこととなります。

これは、配偶者短期居住権は、あくまでも配偶者の短期的な居住を保護することを目的とする制度なので、對抗要件までを付与するというところまではしなかったということです。このように第三者から明渡請求があり、配偶者が退去しなければならないというケースについては、配偶者は、元の所有者に対しては損害賠償請求をすることができます。元の所有者は、本来は、権利の存続期間内は配偶者が住み続けられるようにする義務を負っていたことになるところ、この義務に違反したことになります。したがって、債務不履行に基づく損害賠償という方法で解決することになります。

(2) 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（配偶者居住権）

続いて、配偶者居住権について説明します。この見直しのポイントは、遺産分割における選択肢の1つとして、あるいは、被相続人の遺言等によって、配偶者に配偶者居住権を取得させることができるようにするということですが、その狙いについて説明します。

現行制度の下で、配偶者がいま住んでいる建物に今後も長く住み続けたいという場合に典型的に考えられるのは、遺産である当該建物を遺産分割において取得するという方法です。ただ、遺産分割において建物の所有権を

取得することになると、価値がかなり高くなるということがあり、その結果、建物以外の財産をほとんど受け取れなくなることがあります。例えば、遺産として2,000万円の自宅と3,000万円の預貯金があり、相続人は妻と子1人である場合、配偶者の具体的相続分は、5,000万円の2分の1である2,500万円分ということになります。このとき、配偶者が建物の所有権を取得すると、受け取ることでできる預貯金は500万円ということになり、老後の生活費に不安が生じ得ます。

法律上、所有権の内容は、「使用、収益及び処分をする権利」とされています（民法206条）。ここで、「使用」とは文字通り使うこと、「収益」とは他人に貸して賃料収入を得ること、「処分」とは売却することなどを指していますが、配偶者居住権は、基本的には、所有権のうちの「使用」の権限だけを与えたという構成になっています。そうすると、自らの意思のみで他人に貸したり、あるいは、売却したりすることができないという制約がある分、評価額が下がるということになります。つまり、配偶者が、当該建物を人に貸したり売却したりすることなく、とにかく住むことができれば良いと考えている場合には、配偶者居住権を取得することによって、所有権を取得する場合よりも価値を圧縮し、その分、他の財産も受け取れるようにすることで、老後の生活資金を確保することができるということなのです。

ただ、当然のことながら、配偶者居住権の価値は、その存続期間によって大きく変わってきます。配偶者居住権の存続期間は、基本的には終身としていますが、例えば10年とか20年といった有期の期間を設定することもできます。終身とする場合には、配偶者の平均

余命をもとにその価値を算定することになります。配偶者居住権の価値は、存続期間が長ければ長いほど高くなりますから、特に終身の配偶者居住権を設定する場合であって、配偶者が若いときに配偶者居住権を取得しますと、例えば40年もの間にわたって存続することになり、その価値が圧縮されず、配偶者居住権を取得するメリットは小さくなります。

したがって、基本的には、配偶者居住権を取得するメリットが大きいのは高齢の配偶者ではないかと考えています。ただ、若い配偶者についても、一定の期間だけ住むことができれば良いということで、例えば10年間の配偶者居住権を設定するという場合には価値がかなり圧縮されますので、そのような場合には、若い配偶者であっても配偶者居住権を取得するメリットがあることになります。

民法1028条1項1号および2号において、どのような法律上の原因に基づき配偶者居住権を取得できるかを規定しており、1号が遺産分割協議、2号が遺贈となっています。2号については、遺贈に限定していますので、いわゆる相続させる旨の遺言、つまり現在でいうところの遺産分割方法の指定によって配偶者居住権を取得させることはできません。その理由は、仮に相続させる旨の遺言によって配偶者に配偶者居住権を取得させることができるという制度にした場合、配偶者が配偶者居住権は不要だと思っても、相続を放棄しない限り、配偶者居住権を取得しないということができなくなってしまうからです。すなわち、遺贈であれば、遺贈の放棄により配偶者居住権だけを放棄することができますが、相続させる旨の遺言の場合にはそのような対処ができないため、遺贈に限定しているということです。したがって、新法のもとでは、

仮に配偶者居住権を相続させるという遺言があったとしても、これは、いわゆる遺産分割方法の指定ではなく、遺贈の趣旨であると解釈することになるのではないかと考えています。

なお、明文化はされていませんが、死因贈与については、基本的に遺贈の規定が準用されますので（民法554条）、民法1028条1項2号に「遺贈」と書かれていることから、死因贈与によっても配偶者居住権を取得することができるかと解釈することになります。

さらに、配偶者居住権の場合、民法1031条1項において居住建物の所有者は配偶者に対して配偶者居住権の設定の登記を備えさせる義務を負うとされ、同条2項において配偶者居住権の設定の登記を備えた場合には民法605条の規定を準用するとされていますので、第三者対抗力が付与されることになります。したがって、ある建物について抵当権が設定され、さらに配偶者居住権も設定されたときの抵当権者と配偶者の優劣については、通常の対抗問題と同じように登記の先後によって決まることになります。

民法605条は「不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取得した者に対しても、その効力を生ずる」と規定していますが、賃貸人は登記を備えさせる義務までは負わないとするのが現在の一般的な解釈です。しかし、配偶者居住権の場合は、対抗力があるということが1つのポイントであり、また、建物の所有者に登記を備えさせる義務を認めているので、建物の所有者がこれを拒んだ場合には訴訟を提起して強制的に登記を備えることができることになります。

配偶者居住権の価値評価については、税制

上、配偶者居住権をどのように評価するかにつき検討されているところです。税制上、簡易な算定基準が設けられた場合には、その算定基準をもとに当事者間で遺産分割協議をすることも考えられますので、説明は省略します。また、配偶者居住権に対する相続税課税の在り方については、平成31年度税制改正において対応が検討されることになると考えております。

3. 遺産分割等に関する見直し

(1) 長期間婚姻している夫婦間で行った居住用不動産の贈与等を保護するための施策
現行制度における配偶者に対する贈与は、原則として特別受益として扱われます。つまり、遺産の先渡しを受けたものとみなされるので、実際の遺産分割においては、その分だけ取り分が減らされることになり、贈与の有無にかかわらず、最終的な取り分は変わらないこととなります。

例えば、遺産として居住用不動産の持分の2分の1(2,000万円)とその他の財産(6,000万円)があり、居住用不動産の持分の残りの2分の1(2,000万円)は配偶者に対して生前に贈与されていたという場合、配偶者に対する居住用不動産の持分の2分の1の贈与は特別受益とされ、遺産であるものとみなされます。したがって、遺産は全体で1億円分あり、配偶者については相続分として2分の1である5,000万円が取り分として認められるところ、2,000万円分の遺産の先渡しを受けたものとして取り扱われるため、遺産分割において取得できるのは、残りの3,000万円ということになります。このように贈与があってもなくても配偶者の取り分は変わりませ

ん。ただし、被相続人が当該贈与を特別受益として扱わなくて良い旨の意思表示、すなわち「持戻し免除の意思表示」をしていれば、そのように取り扱われることとなっています。

しかしながら、婚姻期間が20年以上である配偶者が他方の配偶者に対して居住用不動産を遺贈または贈与した場合、被相続人の本来の意思としては、遺産分割における配偶者の取り分を減らすということよりも、むしろ、配偶者のそれまでの貢献に感謝し、また、老後の生活のことを考えて、取り分を増やすことを企図していたという場合が多いのではないかと考えられます。被相続人が、意思表示によってこれが可能となることを知っていれば、そのようにした方が多いのではないかとと思われるところ、知らなかったために持戻し免除の意思表示がされなかったというときには、最終的には裁判において、被相続人がそのような意思を黙示的に表示していたのか否かということが争われることとなります。

そこで改正法では、一定の要件を満たす場合については、原則として持戻し免除の意思表示があったものと推定し、特別受益を受けたものとして取り扱わなくて良いことにしました(民法903条4項)。逆に、遺産の先渡しとして扱ってほしいという場合には、被相続人がその旨の意思表示をしておく必要があることになりました。つまり、一定の要件の下において、特別受益として扱うか否かの原則と例外を入れ替えたということです。

先ほどの事例で言えば、居住用不動産の持分の2分の1である2,000万円分の贈与については遺産とみなす必要がなくなりますので、遺産は全体で8,000万円分ということになります。配偶者は、この半分の4,000万円分を受け取ることができますので、贈与分

と合わせて6,000万円分を受け取ることになり、贈与がなかった場合の5,000万円分よりも1,000万円分だけ多く取得することができるようになります。

(2) 相続された預貯金債権の払戻しを認める制度について

平成28年（2016年）に最高裁の大法廷において、預貯金債権の取扱いに関する重要な判例変更がありました（最決平成28年12月19日民集70巻8号2121頁）。従前の判例によれば、預貯金債権については、可分債権であるから相続が開始されると当然に法定相続分により分割されるため、遺産分割の対象とする必要はないものとされてきました。すなわち、遺産分割は相続人の間でどのように分けるかを話し合い、話し合いがまとまらない場合には裁判所がこれを定める手続なので、預貯金債権のように当然に分割されるものについてはその対象に含まれないとされてきたわけですが、この判例が変更され、預貯金債権についても、どのように分割するかについては原則として遺産分割協議の中で決定することとされました。

従前の判例を前提にすると、相続人は、分割された預貯金債権については単独で権利を行使して払戻しを受けることができましたが、遺産分割の対象となる場合には準共有の状態になるので、共有者全員の同意がなければ払戻しを受けられないこととなります。すなわち、払戻しを受けることは、その分の預貯金債権の消滅をもたらすので、いわゆる共有物の変更（民法251条、264条参照）にあたり、相続人全員の合意がなければできないこととなります。そうすると、被相続人の預貯金から葬儀費用を支払いたい、あるいは被相

続人が残した債務を弁済したいと思っても、相続人の中に一人でも反対している人がいたり、あるいは行方不明の人がいたりする場合には払戻しが受けられないという不都合が生じ得ます。そこで、次の2つの見直しを行いました。

第1に、家庭裁判所の判断を経なくとも、預貯金債権の一定割合については金融機関の窓口において払戻しを受けることができる制度を創設します。具体的には、相続開始時の預貯金債権の額に3分の1を掛けた額に、払戻しをする人の法定相続分を掛けた額を、単独で払戻しを受けることができる額としています。これは、言い換えれば、預貯金債権のうち、3分の1についてはそれぞれの相続人が払戻しをしてしまうかもしれないけれども、少なくとも3分の2は遺産分割の対象となるようにしたということです。

ただ、このような制限だけでは、預貯金債権の額が非常に大きい場合には払戻しを受けることのできる金額も大きくなってしまいます。そうすると、本来ならば特別受益をたくさん受けており遺産分割による取得額は小さくなるはずの相続人が、この制度を使って払戻しを受けて使い込んでしまい、他の相続人が不利益を受けるという事態が生じ得ます。なるべくそのような事態が生じないようにということで、金額による上限額も設けることとしました。この金額を定める省令（「民法第909条の2に規定する法務省令で定める額を定める省令」）が平成30年（2018年）11月21日に制定され、金融機関ごとに150万円を上限とすることになりました。例えば、先ほど述べた3分の1を掛けるという計算をした結果、200万円という額になった場合でも、1つの金融機関から払戻しを受けることがで

きるのは150万円までということになります。

なお、払戻しの計算における預貯金債権の額については、相続開始時の額を前提とすることとなっています。実際には、相続開始後も、預貯金が払い戻されたり、振り込まれたりすることによって預貯金債権の額が増減する可能性はありますが、原則としてそれらは考慮しないということです。この制度は金融機関において払戻しの額を計算していただき、払戻しに応じるかどうかを決めていただくという制度なので、明確な基準を設けて金融機関が払戻しの可否を判断できるようにしたということです。

したがって、相続開始後に、例えば相続人の誰かがATMを利用して勝手に払戻しを受けてしまった場合には、各相続人が3分の1ずつ払戻しを受けると預貯金の残高がなくなるという事態も生じ得ますが、金融機関においては、残高の範囲の中で払っていただくということを考えています。この制度による払戻しがされると不利益が生じるという場合については、基本的には、相続人自身において払戻しを禁止する旨の仮処分等をもっていただくということを念頭に置いています。

第2に、預貯金債権に限り、家庭裁判所の仮分割の仮処分の要件を緩和することとします。これは、家事事件手続法200条2項により、「事件の関係人の急迫の危険を防止するため必要があるとき」でなければ仮分割はできないとされ、非常に厳格な要件が定められているところ、預貯金債権についてはその要件を緩和して、仮払いの必要性があると認められ、それによって他の共同相続人の利益を害することがなければ、仮分割の仮処分により当該相続人に払戻しの権利を認めることを可能に

するというものです。

したがって、相続人は、まずは第1の制度を利用して払戻しを受けて、その上でなお資金需要があるような場合には第2の制度を利用してさらなる払戻しを受けるということになるのではないかと考えています。

(3) 相続開始後の共同相続人による財産処分
相続開始後の共同相続人による財産処分については、やや技術的でわかりにくいところがありますので、まずは現行制度の仕組みから説明します。

現行法の下では、相続が開始されると、その遺産については共同相続人間の共有ということになります。したがって、例えば不動産については、法定相続分に応じた持分をそれぞれが取得することになります。この持分を処分することについて、現行法上、なんらの制限もありません。

例えば、配偶者が不動産の2分の1の共有持分を取得した場合に、当該共有持分を第三者に売却することに制約はありません。また、先ほど説明した預貯金債権のように、本来であれば共同相続人全員の同意がないと払戻しを受けられないものについても、被相続人の死亡の事実を銀行に知らせずにATMを利用して払戻しを受けることは可能であり、その場合も、通常は債権の準占有者に対する弁済としてその弁済自体は有効になることが多いと考えられます。

このような場合において、現行法の下では、当該処分をした相続人について、その処分によって遺産の取り分が増えるという不公平な事態が生じているのではないかという指摘があり、それを是正する制度を設けることとしました。

例えば、共同相続人が長男と次男の2名であり、遺産として預金が2,000万円あり、それとは別に被相続人が長男に対して生前贈与として2,000万円を与えていた場合において、相続開始後に、長男がATMを使って1,000万円を勝手に引き出したという事例を想定します。遺産分割は、あくまでも現に存在する遺産をどのように分けるかを定める手続ですので、この事例の場合における遺産分割の対象財産は、長男が引き出した後に残った預金1,000万円に限定されてしまいます。

仮に長男による預金の引出しがなかった場合、生前贈与された分が特別受益として取り扱われ、遺産は全体で4,000万円ということになります。その上で、長男は既に2,000万円もらっているのに、遺産分割における取り分は0円となり、次男が2,000万円を受け取ることになります。しかし、長男が預金の引出しをしていた場合には、遺産は預金1,000万円しか残りません。もちろん、この1,000万円については次男が全て受け取ることができますが、長男は3,000万円をもらっているのですから、不公平です。

現行法の下でこの不公平を調整しようとする場合には、民事訴訟を提起し、不法行為に基づく損害賠償請求または不当利得返還請求によって解決するしかありません。しかし、具体的相続分については具体的権利性がないという判例があり、この判例を前提とすると、民事訴訟における損害額あるいは損失額は、法定相続分を前提とした算定にならざるを得ないのではないかとの指摘がされているところです。法制審議会においても民法の研究者から同様の指摘がありました。つまり、次男は、民事訴訟を起こしても、長男がATMで引き出した1,000万円のうちの500万円を回

取できるのみであり、合計1,500万円しか受け取ることができないのに対して、長男は2,500万円を受け取ることができてしまうということです。これは不公平ではないかという問題意識から制度改正を検討しました。

現行法の下での実務の工夫として、長男が相続開始後に引き出した1,000万円を遺産として扱うことに同意しており、長男と次男の間で遺産分割の対象とする合意が成立していれば、遺産分割の対象として取り扱うことができることとなっています。要するに、現に存在しない遺産であっても遺産分割の対象として扱って良いという共同相続人全員の合意があれば、家庭裁判所はその合意を尊重した取扱いをするということです。しかし、この場合、長男は自分の不利益になるので同意しないということになると、遺産分割の対象に含めることはできないこととなります。

そこで、新たな制度では、まずは現行の実務を明文化し、共同相続人全員の同意がある場合は既に処分された財産についても遺産とみなして、遺産分割の対象に含めることができるという規定を置きました（民法906条の2第1項）。そのうえで、当該処分をした相続人については、その同意は不要である旨の規定を設けることによって、合意の形成を図りやすくしました（同条第2項）。

事例の場合には、長男は処分者ですから、長男の同意は不要となり、次男が遺産分割の対象に含めるよう求めれば、既に引き出された1,000万円も現にあるものとみなして遺産分割が行われ、上記のような不公平は生じないこととなります。

4. 遺言制度に関する見直し

(1) 自筆証書遺言に関する見直し

現行の自筆証書遺言は、全文を自書する必要があります。例えば遺贈の対象となっている農地がたくさんあるという場合には、地番、地目、地積等を全て手書きしなければならず、かなり負担であるという声がありました。

他方、財産目録に相当する部分の記載は、重要な記載ではあるものの、財産を特定するための形式的な記載にとどまるものであることから、自書を要求する必要性は必ずしも高くはないと言えます。そこで、今回の改正により、財産目録に相当する部分については手書きでなくても良いこととされ（民法968条2項）、パソコンで作成したり、通帳のコピーを添付したり、あるいは、登記の全部事項証明書をコピーして添付するといった形が認められることになりました。ただ、無制限にそれを認めると、現行法と比べ偽造や変造の危険性が高まるので、財産目録を添付する場合には、毎葉に署名・押印をすることとしています。「毎葉」に署名・押印をすることを要求していますが、財産目録の記載が表面と裏面の両方にある場合には両面に署名・押印しなければならないこととしています。他方、財産目録の記載が表面にしかない場合には表面または裏面のいずれか一方に署名・押印することで構いません。

(2) 法務局における遺言書の保管等に関する法律について

現在、公正証書遺言については、公証役場に預かってもらうことができますが、自筆証書遺言については公的に保管する機関がないため、自宅で保管されることが多くなってい

ます。したがって、自筆証書遺言については、紛失、忘失のおそれや、不利な遺言をされたと思う相続人による廃棄、隠匿、改ざん等のおそれがあります。また、遺言はないと思って遺産分割協議を始めたところ、だいぶ時間が経ってから遺言が出てきたという場合には、遺言の有効性について争われるということもあります。このような紛争ができるだけ生じないようにするために、法務局において自筆証書遺言を保管するサービスを新たに始めることになり、「法務局における遺言書の保管等に関する法律」が平成30年（2018年）7月6日に成立し、同月13日に公布されています。

法務局で遺言書を預かった場合には、預かったときに画像をデータ化した上で保管します。したがって、その後、改ざんされるおそれはないことになるので、法務局で預かった遺言書については、家庭裁判所における検認は不要としています。

当面は、例えば、相続人の一人から法務局に対して遺言書を預かっているかどうかについての照会があると、全国の法務局を調べた上で回答することとします。なお、遺言書を預かっている場合には、照会者以外の相続人あるいは受遺者にも併せて通知することを考えています。将来的には、被相続人の死亡届がされた場合に自動的に相続人等に通知が行くということも考えています。施行時にそのような形をとるのは難しい状況ですが、なるべく早い時期に実現できるようにしたいと考えています。

(3) 遺言執行者の権限の明確化

① 民法1015条の見直しのポイント

遺言執行者について、現行法では、「遺言執行者は、相続人の代理人とみなす」と規定

されています。このため、遺言執行者が相続人から「相続人の代理人なのだから、自分（相続人）の利益を図るように行動すべきなのではないか」などと言われ、無用な紛争が生じているといった指摘がありました。

現行法において「相続人の代理人とみなす」と書かれていることの実質的な意味は、一般的な理解では、遺言執行者がその権限内において遺言執行者であることを示してした行為は、相続人に対して直接にその効力を生ずるということです。そこで、この実質をそのまま条文に書き込むこととしました。

また、遺言執行者の権限の内容として、例えば遺言が遺留分権利者の遺留分を侵害するような内容になっている場合に、遺言執行者はその遺言を単に執行すれば良いのか、あるいは、遺留分権利者の利益に配慮しなければならないのかという点について、現行法のもとでは争いがありました。改正法では、この点について立法的に解決し、規定上、遺言執行者は、あくまでも遺言の内容を実現することを職務とする者であるということを確認して、遺留分権利者の利益に配慮する必要はないこととしました。特に遺留分については、後で説明しますが、金銭債権化することとなりましたので、遺贈ないし相続させる旨の遺言は完全に有効なものとして扱われることとなります。その意味でも遺言執行者は、基本的に遺言の内容を実現すれば良いということになると考えられます。

② 民法1012条2項の見直しのポイント

遺贈について、遺言執行者がある場合には、遺贈の履行は遺言執行者のみが行うことができることとしました。これも判例（最判昭和43年5月31日民集22巻5号1137頁）があると

ころですが、受遺者は、遺言執行者がいない場合には相続人に対して履行請求ができるのに対して、遺言執行者がいる場合には、相続人への請求はできず、遺言執行者のみに請求することになることを明文化したということです。

③ 民法1014条2項から4項までの見直しのポイント

重要なのは、特定財産承継遺言、いわゆる相続させる旨の遺言にかかる見直しです。今回の改正法では、この相続させる旨の遺言というものを、規定上、明確にして「特定財産承継遺言」という名称にしています。この特定財産承継遺言がされた場合には、遺言執行者は、原則として対抗要件の具備に必要な行為をする権限があるものとしてしました。また、預貯金債権については、現行の実務において払戻しを請求する権限があるものとして取り扱われていることを踏まえ、これを明文化しました。

これに伴って、不動産登記実務も変更される予定です。現在は、被相続人名義の場合には相続人が単独で移転登記を申請することができるので、判例上、遺言執行者の権限は顕在化しないということが言われていますが、遺言執行者も権利の移転登記の申請ができるようにされる予定です。

また、預貯金以外の金融商品の取扱いはどうなるかについて、民法1014条3項は預貯金債権に限定した規定となっていますので、直接には適用されないこととなります。したがって、現行法と同じように、預貯金債権との類似性を考慮して、あるいは、相違点を考慮して、類推適用をするのか、反対解釈をするのかを決めていただくことになり

ます。

さらに、これらの規定は、遺贈に直接は適用されません。ただし、これは、あくまでも法制的な観点から遺贈に関する規定を設けなかったというものです。つまり、特定財産承継遺言の場合、利益を受ける相続人以外の相続人は当該遺言を執行する義務はないと一般的に考えられており、義務を履行するのは遺言執行者だけということになるので、遺言執行者の権限としてどのようなことができるかということの規定することができます。しかし、遺贈の場合には、特定財産承継遺言とは異なり、遺言執行者がいない場合も相続人が当該遺贈を履行する義務を負うことになっているので、遺言執行者の権限として規定することはできず、遺贈の義務を履行する者の義務の内容として規定を設ける必要があります。遺贈についてそのような規定を置くと、今度は贈与の規定とのアンバランスさが問題となります。すなわち、贈与についてはこれを履行する義務を負う者が対抗要件を具備する義務を負うのかについて明確な規定を置いていないにもかかわらず、遺贈についてのみ詳細な規定を置くことは、法制的な観点から難しいということです。

したがって、特定財産承継遺言についてのみ規定があるからといって、遺贈についてはその規定を反対解釈して、例えば預貯金の払戻し権限がないということにはならないと考えています。遺贈については、あくまで今後も解釈に委ねられるものと理解しているところです。

④ 民法1016条の見直しのポイント

現行法は、遺言執行者の復任権について、任意代理と同様に、非常に要件を限定してい

ます。任意代理の場合に復任権の要件を限定しているのは、任意代理人が誰か代わりの人に委任したいというときには本人の同意をとれば良いのであり、当然に任意代理人の意思に委ねる必要はないからです。これに対して、遺言執行者の場合、本人である遺言者が既に亡くなっているため、相続人全員の同意を取らなければならないこととなります。しかし、それもなかなか難しいということがあるので、復任権の要件を緩和して、法定代理人と同様の要件で復任権を認めることとしたということです。

5. 遺留分制度に関する見直し

(1) 遺留分減殺請求の金銭債権化

遺留分制度については、遺留分権利者の権利行使によって生じる権利を金銭債権化したということが一番大きなポイントです。現行制度では、遺留分権利者が権利を行使すると、遺贈や贈与の一部が無効となり、遺留分権利者と受遺者または受贈者による共有状態となります。その際の共有割合は非常に複雑な計算で求めることとなり、分母および分子のいずれも極めて大きな数字になります。これらが事業承継の障害になっているという指摘などがあることから、今回の改正において、遺留分減殺請求権に物権的な効力を認めることをやめて金銭債権化し、基本的に金銭で解決する形にしました（民法1046条1項）。

この改正により、遺留分権利者の権利行使により共有状態が当然に生ずることを回避することができるようになります。

また、遺留分権利者の権利行使により、遺贈や贈与の一部が無効になるという事態が生じないこととなりますので、現行法よりも遺

言者の意思が尊重されることとなります。

それから、今回の改正により、遺贈自体は完全に有効であるということになったので、受遺者または受贈者は、当該遺贈の目的財産を売却して金銭を工面することも自由にできることとなります。現行法の下では、金銭により解決しようとした場合には価額弁償となり、受遺者または受贈者は遺留分権利者に金銭を支払って解決することとなります。この場合、あくまでも遺贈や贈与の目的財産は共有状態になっているので、受遺者または受贈者は、この目的財産を勝手に売却して、そこから支払うということができません。売却には共有者全員の同意が要るので、遺留分権利者の同意も必要になるということです。なお、価額弁償の場合は、現時点で有している共有持分の代わりに金銭を支払うわけですから、その価値は日々変動し、現時点における共有持分の価値を前提とした金額を支払うこととなります。これに対して、改正後においては、金銭債権化されるので、相続開始時の価額を基準に金額が固定され、その後、金額が変動することはないという違いがあります。

(2) 遺留分の計算方法の明文化等

① 遺留分および遺留分侵害額を求める計算式の明文化

遺留分に関する規定が分かりにくい原因として、規定上、計算式の重要な部分が記載されていないことなどがありましたので、今回の改正においては、計算式についても、できるだけ分かりやすく規定することとしました。

遺留分は、遺留分権利者の最低限の取り分を表す概念であり、これをどのように計算するかということについては、民法1042条において、遺留分を算定するための財産の価額に、

直系尊属のみが相続人である場合には3分の1、それ以外の場合は2分の1を掛けて、そこに遺留分権利者の法定相続分を掛けることと規定しています。「遺留分を算定するための財産の価額」の算定方法については、民法1043条以下で規定しています。

遺留分侵害額の計算については、遺留分権利者が遺留分に相当する財産を受け取ることができていない場合にいくら侵害されているかを計算するものであり、最終的に金銭債権化した場合に、受遺者あるいは受贈者から受け取ることのできる額の総額が遺留分侵害額となります。この算定方法については、民法1046条2項で規定しています。具体的には、まず遺留分額があり、そこから、生前贈与等の遺留分権利者が受けた特別受益の額、および、遺産分割の対象となる財産にかかる具体的相続分に相当する額を減じることとしています。また、被相続人に債務がある場合は、遺留分権利者が債務を承継し、これを弁済した後も、少なくとも遺留分に相当する財産が残るようにするために、遺留分権利者が負担する債務の額を加えることとしています。

② 遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲

遺留分を算定するための財産の価額に算入する贈与の範囲について、判例を踏まえて実質的な改正をしています。

改正前の民法1030条は、「贈与は、相続開始前の1年間にしたものに限り、前条の規定によりその価額を算入する」と規定していますので、贈与は、被相続人が死亡する前の1年間にされたものだけを算入することになっています。これについて、判例は、贈与の相手方が相続人である場合は、1年間に限定せ

ず、無限定で算入されると判断しています(最判平成10年3月24日民集52巻2号433頁)。つまり、相続開始の何十年も前にされた贈与の存在によって、第三者である受遺者または受贈者が遺留分減殺請求を受ける範囲が変動することがあり得るということです。

何十年も前に贈与を受けた本人が遺留分侵害額を払うということであれば、それほど問題はありませんが、実際には、遺贈を受けた人や被相続人の死亡により近い時期に贈与を受けた人から払っていくことになります。特に受遺者や受贈者が第三者である場合には、何十年も前の相続人に対する贈与については了知しておらず、遺留分の侵害はないと思って遺贈または贈与を受けたにもかかわらず負担が生じるということがあり得ます。そのような負担が生じるのであれば遺贈は受けなかった、あるいは、贈与契約をしなかったという場合もあり得るので、あまりにも過去に遡って算入するのは問題ではないかということがあります。例えば、他人の物を占有したときには、その他の要件を満たしている限り10年経つと時効により所有権を取得します。これと比較して、贈与を受けてから10年経過した場合にも、その価額が算入されて返還しなければならないというのは少し行き過ぎではないかということもあります。以上を踏まえ、相続人に対する贈与について、相続開始前の10年間にされたものに限って、遺留分を算定するための財産の価額に算入することとしました(民法1044条3項)。

③ 遺留分侵害額の算定における債務の取扱い

遺留分侵害額にかかる説明の中で触れたとおり、被相続人に債務がある場合は、遺留分

権利者が承継する債務の額を遺留分侵害額に加算することになります。これは、遺留分権利者がその債務にかかる支払いをすることを前提としているものですが、実際には支払わないこともあり得ます。その場合、特に受遺者または受贈者が被相続人の事業を承継したときには、遺留分権利者が承継した債務について支払いをしないからといって自分も支払わずにいると、承継した事業が破綻してしまうといったこともあり得ます。そうすると、受遺者または受贈者は、遺留分権利者には弁済資金として遺留分侵害額を加算したにもかかわらず、その遺留分権利者が支払わなかった債務について自分で弁済するという事態も生じ得ます。そこで、このような事態が生じないように、遺留分侵害額の請求を受けた受遺者または受贈者が、その遺留分権利者が承継する相続債務について免責の債務引受、弁済その他の債務を消滅させる行為をしたときは、遺留分侵害額への加算をしなくて良いこととしています(民法1047条3項)。

したがって、例えば事業を承継し、遺留分権利者が債務を承継しているときに、受遺者または受贈者が、自分が必ず払うので遺留分権利者の債務は免責してほしいということで話し合いが成立すれば、その分、遺留分権利者に払わなければならない額は減ることになります。その意味では、事業承継等があった場合に使い勝手の良い制度となるのではないかと考えています。

6. 相続の効力等に関する見直し

(1) 對抗要件主義の適用(民法899条の2第1項)

相続の効力等に関する見直しのポイント

は、相続による権利変動について、対抗要件主義を適用することにしたことです。

現行制度における判例について、相続人が長男と次男の2人であるときに、相続・遺贈により、長男が被相続人所有の不動産を取得することとされた場合を想定して説明します。まず、長男が遺産分割によって法定相続分を超えて不動産を取得したとします。遺産分割の場合は、相続を原因とするものですが、判例では、対抗要件主義の適用があるとされていますので、登記を備えなければ、当該の権利承継を第三者に対抗することができません。また、遺贈についても、売買と同様に特定承継であることから、登記を備えなければ第三者に対抗することができないとされています。

これに対して、相続させる旨の遺言については、包括承継であるという理由から、対抗要件がなくともその権利の承継を第三者に対抗することができるとされています。そのため、例えば被相続人に対して1,000万円の債権を持っていた相続債権者が、遺言はないものとして、2人の相続人に対して法定相続分で差押えをした場合でも、不動産を長男に与えることになっていたときには、次男の法定相続分の差押えは無効となり、そこからは回収できないこととなります。また、長男がすぐに登記をしてくれれば良いですが、登記をしなくても第三者に対抗できるということで、登記がされない場合には、相続債権者が登記をしようとしても、遺言の内容を証拠として提出する等の手続を経なければ登記が実現できないということもあり、かなりの負担になってしまうことがあります。

もともと相続とは、被相続人の法的地位を相続人がそのまま包括的に承継する手続で

す。そのような意味では、被相続人の利害関係人である相続債権者や被相続人の債務者については、相続開始の前後でその法的地位となるべく変わらないようにすることが公平であると考えられます。そこで、法定相続分を超える処分があったとしても、登記がされない限り、相続債権者は、法定相続分を差し押さえることができるという形にしました。

最高裁の判例において相続させる旨の遺言について対抗要件主義の適用を排除したことによって、長男からさらに不動産を譲り受けた者の保護に欠けるという意味で、取引の安全が害されるということが学説上、言われています。そのような面もありますが、今回の改正は、どちらかといえば、そのような取引の安全よりも、むしろ被相続人の利害関係に重きを置いています。つまり、相続債権者または被相続人の債務者が、法定相続分を超える処分を行う旨の遺言の内容を知り得ないにもかかわらず、その遺言の内容によって立場が大きく変わってしまうという事態が生じないようにしたということです。この点について、実は、民法1013条2項および3項の規律の在り方にその点の違いが表れています。

今回の改正により、相続させる旨の遺言についても対抗要件主義を適用したので、法定相続分を超える部分については登記等の対抗要件を具備しなければ第三者に対抗することはできないこととなります。改正後の規律においては、「法定相続分を超える部分については」と記載することにより、法定相続分は遺言がなくとも取得できるものであり、権利の競合が生じるのはあくまでも法定相続分を超える部分に限られるということを明らかにしています。これにより、現行の民法177条

における「第三者」の範囲について、無権利者は含まれず、登記の欠缺を主張することについて正当な利益を有する者とされ、さらにその目的物について権利の競合が生じる場合に限るという判例を前提としていることを規定上も明らかにしています。

(2) 債権にかかる特則（民法899条の2第2項）

民法899条の2第2項は、前項の権利が債権である場合の特則です。

民法899条の2第1項では、対抗要件の内容として「登記、登録その他の対抗要件を備えなければ」と書かれています。これは、いわゆる権利の譲渡があった場合に必要となる対抗要件と同じものを必要とする趣旨であることを表しています。すなわち、不動産であれば登記、動産であれば引渡し、債権であれば譲渡人からの通知または債務者の承諾というように、権利の譲渡があった場合と同じ対抗要件を備えることを求めています。

債権の場合にはどのようなかということ、債権の場合の対抗要件は、民法467条において規定されているとおり、譲渡人からの通知または債務者の承諾ということになります。ただ、債務者に承諾する義務はないので、任意で承諾が得られた場合には対抗要件になるということであり、強制的に対抗要件を具備できるのは譲渡人の通知ということになります。

相続の場合の譲渡人とは、遺言者すなわち被相続人であり、ただし、被相続人が死亡しているため、被相続人の法的地位を包括的に承継した相続人全員がこれに該当します。したがって、仮に上記のような特則を設けない場合、利益を受ける相続人は、相続人全員か

ら通知をしてもらわなければ対抗要件を具備することができないこととなります。また、これまでの一般的な考え方では、相続させる旨の遺言については、利益を受ける相続人以外の相続人は対抗要件を具備させる義務を負わないということになっていましたので、誰かが協力してくれなければ、遺言執行者を選任しない限り、対抗要件は具備できないという事態が生じ得ます。このことを踏まえて、今回の改正では、利益を受ける相続人が通知することによって対抗要件を具備できる旨の特則を設けました。このように、債権については権利の移転を受けた側からの通知によっても対抗要件を具備できることとした点が、今回の改正のひとつの特徴です。

債権譲渡の場合にこれを認めていないのは、虚偽の通知がなされるおそれがあるからです。しかし、相続の場合には、先ほど述べたように譲渡人が死亡していることに伴う困難があるので、利益を受ける相続人からの通知による対抗要件の具備を認めることにしたということです。ただし、虚偽の通知を防止するために、民法899条の2第2項は、遺言の内容または遺産分割の内容を明らかにして通知することを要求しています。

このように、虚偽の通知を防止するという観点からは、遺言の内容または遺産分割の内容を明らかにしたという要件を満たすためには、遺言書であれば遺言書の原本、遺言書の写しであれば、公正証書による場合には正本または謄本、法務局における遺言書の保管の制度を利用した場合には法務局が発行する遺言書情報証明書、あるいは、家庭裁判所による検認の際に作成される検認調書に添付された遺言の写しなど、写しと同一内容の原本が存在することが客観的に確実であるといえる

方法によらなければならないと考えています。

7. 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

現行制度では、例えば献身的に被相続人の介護を行った人について、その人が相続人である場合には、寄与分によって取り分を増やすことによって、その貢献を考慮することが可能です。しかし、例えば被相続人の長男の妻が介護をしていたという場合には、長男の妻は相続人ではないため、寄与分を主張することはできません。現在の実務では、長男が存命の場合には、長男の寄与分として妻の貢献を考慮するという裁判例はあるものの、なぜそのようなことができるのかという理論的に大きな問題がありますし、被相続人よりも前に長男が亡くなったという場合には、このような取扱いもできません。

これは不公平ではないかということで、今回の改正では、特別の寄与として、長男の妻も実質的に遺産の分配が受けられるようにしました。ただ、この長男の妻を遺産分割の当事者とした場合には、当該貢献があったかどうかや、長男の妻の当該貢献が遺産の分配を受けるに値するかが確定しない限り、遺産分割の当事者が確定しないことになり、遺産分割の協議がなかなかまとまらない可能性があります。そこで、特別の寄与のあった長男の妻については、遺産分割の当事者とするのではなく、相続人に対する金銭請求を認めることにしました。

民法1050条1項は、特別の寄与について「被相続人に対して無償で療養看護その他の労務の提供をしたことにより」と規定しています。

寄与分は労務の提供に限らず財産の給付なども対象に含みますが、特別の寄与については、その対象を無償の労務の提供に限定しています。これは、あまり対象を広げると紛争が複雑化してしまうことから、特に不公平感が大きいと言われている介護や農作業の手伝いなどの無償の労務の提供に限定したものです。ただし、「無償」とは、労務の対価を得ていないということなので、例えば、被相続人からお小遣いのような形で多少の金銭を受け取っていたとしても、それが労務提供の対価と認められなければ、無償性の要件は満たすこととなります。同条3項は、特別寄与料の額を決める際には家庭裁判所は一切の事情を考慮する旨を規定していますので、最終的には、裁判所が当該金銭の受領が労務提供の対価と言えるかどうかを判断することとなります。

特別の寄与を認めるとした場合、その貢献の額をどのように算定するのかということが問題となります。現行実務における寄与分にかかる代表的な考え方では、療養介護の場合を例に挙げると、第三者に介護を依頼した場合に必要となる日当額に療養看護日数を乗じたものに、裁量割合として0.5~0.8等を掛けることとしています。裁量割合とは、介護報酬基準が有資格の介助者のサービスについて介護期間に対して支払われるべきものであることを考慮して減額をするものです。特別寄与料についても、基本的にはこの寄与分と同様に計算することになるのではないかと考えています。

民法1050条のうち、1項から4項までは単独相続の場合を念頭に規定しており、5項は相続人が複数いる場合を念頭に規定しています。相続人が複数いる場合、特別寄与料については、各自の法定相続分または指定相続分

がある場合には指定相続分の割合で負担することになります。したがって、仮に特別寄与料の額が300万円であり、相続人がA、B、Cの3名おり、各相続人の法定相続分が3分の1ずつだった場合は、各人が100万円ずつ負担することになります。もっとも、必ずしも相続人全員に請求しなければならないわけではなく、例えば相続人がA、B、Cの3名であるところ、B、Cの2名だけに請求するという場合には、特別寄与料として200万円を受け取ることになります。これは、必ず請求しなければならないこととすると、先ほど挙げた例のように、相続人の配偶者が介護において貢献したという場合には自分の配偶者に対しても特別寄与料を請求しなければならないことになってしまうため、誰に請求するかについては特別寄与者の判断に委ねることにしたものです。

8. 改正法の施行日と経過措置

(1) 施行日

改正法は、原則として2019年7月1日から施行することになります。ただ、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律については、例外が2つあります。

第1に、自筆証書遺言の方式緩和については、2019年（平成31年）1月13日から施行します。これは、あくまでも遺言者の便宜のために改正したものであるため、周知が出来次第すぐに施行するというので、法律上、公布の日から6か月経過した日から施行することが予め定められていたものです。

第2に、配偶者居住権については、現在、税制や財産評価の方法等について検討が進められているところであり、これらの準備が必

要になることから、2020年4月1日から施行します。

また、法務局における遺言書の保管等に関する法律については、システム構築等の準備もあるため、2020年7月10日から施行します。

(2) 経過措置

原則として、相続開始日を基準として、相続開始前は旧法、相続開始後は新法が適用されることとしていますが、5つの例外を設けています。

第1に、権利の承継の対抗要件について、民法899条の2第2項の債権を承継した場合に利益を受ける相続人からの通知によって対抗要件を具備できる旨の特則については、当事者の便宜のために見直したものであるため、施行日前の相続について遺産分割がされる場合においても適用することとしています。

第2に、夫婦間の居住用不動産の贈与等については、贈与時にどのように扱うかを決める必要があるため、施行日後にされた贈与についてのみ適用することとしています。したがって、相続開始時が施行日後であっても、贈与が施行日前になされていた場合には新法の規定は適用されません。このようにしないと遺言者の死亡時期によって贈与の効力が異なることとなってしまう、適当ではないと考えられるためです。

第3に、遺産分割前の預貯金の払戻し制度については、これも相続人の便宜のために認めることとしたものであり、新法主義を適用したとしても金融機関において対応に困ることはないものと考えられるため、新法主義を採用し、相続開始が施行日前であっても適用することとしました。

第4に、自筆証書遺言の方式緩和については、施行日後にされた遺言についてのみ適用することとします。これは、夫婦間の居住用不動産の贈与等と同様に、遺言をしたあと、いつ死亡するかによってその効力が変わってしまうということが生じないようにするためです。

第5に、配偶者居住権について、これも第2、第4の点と同趣旨であり、施行日前にされた配偶者居住権の遺贈は無効とする旨を規定しています。

<質疑応答>

質問① 遺言執行者の権限の明確化について (その1)

相続させる旨の遺言によって債権が承継される場合、遺言執行者は、民法899条の2第1項または第2項のいずれの方法によって対抗要件を具備することができるのでしょうか。また、民法1014条2項との関係はどのように考えられるのでしょうか。

債権が相続される場合についての規定である民法899条の2第2項は、あくまでも、相続人が通知により対抗要件を備えようとする場合の特則です。もともと遺言執行者とは、実質的には遺言者の代理人のような立場であり、債権譲渡でいうところの譲渡人に相当する者に該当しますから、民法899条の2第1項の方法（債務者への通知）で対抗要件を具備することができます。遺言執行者が、この対抗要件を具備する権限を有することについては、民法1014条2項の規定によって明らかとなっています。

質問② 相続された預貯金債権の払戻しを認める制度について

遺言書に「甲銀行の預貯金はAに相続させる。乙銀行の預貯金はBに相続させる」旨の記載がある場合において、AおよびB以外の相続人が甲または乙に対して上限150万円までの範囲で預貯金債権の払戻しを請求した場合に、甲または乙が当該払戻しに応じることができなくなるのは、いつからでしょうか。民法1013条により、信託銀行が遺言執行者に就任した旨を甲または乙に通知したときからでしょうか。

先ほどご説明したとおり、預貯金債権については、相続開始後、相続人による準共有の状態となりますが、共有の規定によって処分が禁止されることとなります（民法251条、264条）。そして、預貯金債権の払戻しについては、その結果として変更が生じるので、単独では行使できないこととなります。この原則を一部、緩和したのが民法909条の2ということになります。

また、預貯金債権について相続させる旨の遺言がある場合でも、法定相続分を超える部分については、対抗要件を備えなければ、債務者である金融機関に自分が権利者であることを対抗することができないこととなります。

したがって、質問の状況においては、AおよびBが対抗要件を備えない限り、甲および乙としては法定相続分で預貯金債権を取得したという前提で相続人全員を債権者として取り扱って良いこととなります。つまり、AおよびBが対抗要件を具備するまでの間は、金融機関としては払戻しに応じることで良く、応じた場合は完全に有効な弁済になるという理解です。

したがって、遺言執行者の立場である信託銀行としては、早期に対抗要件を備えなければ、相続人から仮払いの請求がされてしまう可能性があるということになります。

質問③ 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（配偶者居住権）について（その1）

配偶者居住権については、所有権の権能である使用・収益・処分のうち、基本的には使用の権限だけを有する旨の説明がありました。例えば、配偶者が所有者の承諾を得て、配偶者が居住する建物に学生等を下宿させて賃料収入を得るということは認められるのでしょうか。

民法1032条1項は「使用及び収益」と規定している一方、民法1032条3項は居住建物の所有者の承諾を得なければ第三者に居住建物の使用または収益をさせることができないと規定しています。土地の場合には、第三者に貸さずとも、農作物を育てて収穫することなどが収益に当たりますが、建物の場合、第三者に貸す以外の収益というものはほとんど想定できず、所有者の意思に関わらず収益できる場面というものはほとんど考えられません。それにもかかわらず民法1032条で「使用及び収益」と書いているのは、もともと収益権限は全くないが建物所有者の承諾を得た場合には収益権限が認められるという説明が難しいという理由によるものです。条文上は、「使用及び収益」とは書いていますが、建物所有者の意思にかかわらず配偶者に認められる権限は、基本的には使用だけであるということです。

質問④ 遺言執行者の権限の明確化について（その2）

民法1007条2項に遺言執行者は遺言の内容を相続人に通知しなければならないという項目が追加されましたが、これは具体的にどのような方法で通知することが求められているのでしょうか。

また、この点をはじめとして、今回の改正では遺言執行者の権限・義務が付加されたものと認識していますが、今後、一般にどのような形で周知されるのでしょうか。

民法1007条2項については、特段、通知の方法について法律上の限定は設けていないので、どのような形であれ、適切な方法で遅滞なく通知をすれば良いということです。

遺言執行者に関する改正は、基本的には、関連する判例を明文化したものが多いと思いますが、一部には現行制度よりも義務を重くした部分もあろうかと思えます。この点について、法務省としては、説明会の開催を含む各種の手段を通じて一般の国民に周知していきたいと考えており、パンフレット・ポスター等の作成も予定していますし、相続法改正にかかる解説等についても、各種の手段を通じて明らかにしていきたいと考えています。

質問⑤ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について（その1）

無償性について、法制審議会の審議において、被相続人が対価として遺贈している場合、遺贈を受けた者による特別寄与料の請求はできない旨の意見が出ていたように思いますが、その後の審議でかなり大きな変化があったように思われます。例えば、遺言者が特別寄与料を請求されないようにするために、貢献の

あったものに対して「対価としていくらかの金額を残す」という趣旨の遺言を書いているならば、その後、相続人は紛争に巻き込まれずに済むようになるのでしょうか。

無償性についての解釈は、従前と変わっていないと理解しています。遺贈がなされた場合も、それが労務提供の対価という趣旨であるか否かによって、無償性の要件を満たすか否かが決まります。したがって、遺言書に、これは労務提供の対価であると記載されている場合には、通常は無償性の要件は満たさないという扱いになるのではないのでしょうか。最終的には裁判所の判断ということになります。

質問⑥ 相続人以外の者の貢献を考慮するための方策について（その2）

特別の寄与にかかる民法1050条4項には「相続開始の時ににおいて有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができない」と規定しており、遺贈にしか言及していません。これは、遺言者が相続させる旨の遺言によって全財産を処分して相続人を守ろうとしたとしても、遺贈でない限り認められないということなのではないのでしょうか。

まず、民法1050条4項は、同項における「遺贈」には特定財産承継遺言を含めないという趣旨です。したがって、あくまでも遺産分割の対象財産の範囲で相続人は責任を負うこととなります。

その上で、すべての財産を特定の相続人に特定財産承継遺言によって承継させる場合については、すべての財産を取得させているということから、単なる特定財産承継遺言では

なく、相続分の指定を伴うものだと一般的には考えられるのではないのでしょうか。特定財産承継遺言で法定相続分を超えるような承継をした場合に、当然に相続分の指定を伴うと解すべきなのかどうかということについては、判例上もはっきりしておらず、かつ、学説上もあまり見解の一致を見ていないため、解釈が分かれているところだと思います。ただ、すべての財産を承継した場合には、相続分の指定を伴うと考える方が一般的なのではないかと思います。

相続分の指定を伴うということになると、民法1050条5項により、指定相続分がある場合にはそれを前提に金銭の支払いにも応じることになるので、すべての財産の承継を受けた者が、金銭の支払い義務を負うこととなります。ただし、ここは非常に解釈が難しいところだと考えています。

質問⑦ 配偶者の居住権を長期的に保護するための方策（配偶者居住権）について（その2）

民法1028条2項には「遺贈の目的とされたとき」と書かれており、相続させる旨の遺言は含まれないこととなっています。解釈として、遺贈の意図があったと解釈される場合には、仮に「相続させる」と書いてあったとしても無効にはならないという趣旨の説明がありました。それは、財産を特定したということが明確に書かれている場合を念頭に置かれているのでしょうか。民法1014条2項が、遺産分割の方法の指定として遺産に属する「特定の財産」を承継させるという規定の仕方になっていることとの関係についての質問です。

遺贈でなければ認められないとした理由

は、先ほど説明したとおりです。念頭に置いている事例は、「配偶者居住権を配偶者に相続させる」という遺言がされた場合であり、通常は特定の財産を特定の相続人に承継させる旨の遺言ということになるので、一見すると、先ほどの特定財産承継遺言の定義が当てはまりそうです。

補足として、特定財産承継遺言は、あくまで法律上の原因は相続になるため、相続の場合に「この財産は要らないが他の財産は欲しい」という形で放棄することは基本的には認められず、全体を放棄するか、指定されたとおり受け取るかのいずれかとしなければなりません。したがって、配偶者居住権について特定財産承継遺言によることを認めてしまうと、配偶者が「配偶者居住権は要らないが、相続はしたい」と考えた場合に、かえって不利益になってしまいます。これでは配偶者保護のために制度を設けるという趣旨に反するだろうということです。

理論的には、特定財産承継遺言の場合は、まさに相続であるので、義務の負担付きの承継はできないと一般的に考えられています。それに対して遺贈は、負担付き遺贈というのが明文上認められています（民法1002条）。配偶者居住権の場合は、権利を取得するのですが、一定の義務を負担するので、その意味でも、特定財産承継遺言によってすることはできないのではないかと考えています。

その上で、遺言者の合理的意思を考えると、仮に特定財産承継遺言のような内容が書かれていても、それは無効の遺言を作ることを意図したわけではなく、法律を正しく理解していれば当然に「遺贈」と書いただろうと解釈して基本的には無効にはしないだろうということを、先ほどは述べたということです。

質問⑧ 遺言執行者の権限の明確化について (その3)

遺言執行の権限に関する規定はあくまで権限が明確になったということであって、例えば相続人にも登記の権限があるわけですから、そのことから必ずしも遺言執行者が登記をしなければならない義務を負うということではないという理解で良いでしょうか。

基本的にはそのように理解していますが、遺言執行者は当然、善管注意義務を負っているので、その善管注意義務の範囲内では履行する義務はあると考えられます。相続人も単独で権限を行使することができるので、例えば、登記をしないことによって相続人に何らかの損害が生じたという場合に、直ちに遺言執行者に全責任があるということにはならないものと考えられます。責任を問われるかどうかは、最終的には遺言執行者としての善管注意義務に違反したと認められるか否かで判断されるということだと理解しています。

(どうぞの・かんいちろう)